

小千谷市診療所開設支援補助金交付要綱

(令和3年10月14日告示第136号)

(令和6年3月28日告示第42号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域医療の充実を図るため、市内において診療所を新規に開設し、かつ、外来診療を行う医師等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（歯科医業を行う場所及び同法第31条に規定する公的医療機関を除く。）をいう。
- (2) 医師等 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師及び医療法人その他診療所を開設することができる法人をいう。
- (3) 新規開設 医療法第8条又は医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2第1項に基づき新たに診療所の開設を届け出ることをいう。
- (4) 指定診療科 市内において特に充実する必要がある診療科（小児科、皮膚科、泌尿器科、精神科及び出産を取り扱う産婦人科）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内において診療所を新規開設する医師等（市内の既存診療所において医師人数の増加に伴い診療所を新築し、又は既存の診療所を増改築する医師等及び引き続き診療を継続するために既存診療所の院長を後継した医師等を含む。）であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内において5年以上診療を継続する意思を有している者で、かつ、外来診療を行う者

(2) 一般社団法人小千谷市魚沼市医師会に加入し、積極的に在宅医療を含む地域医療に貢献すること。

(3) 既存の診療所を引き継ぎ、新規開設する場合にあっては、診療所を引き継ぐ医師又は法人の代表者が、診療所を引き継がせる医師又は法人の代表者の2親等以内の親族でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業着手の1か月前までに、規則第3条に規定する書類に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 診療所において診療する医師の医師免許証の写し

(2) 診療の用に供する土地を取得する場合にあっては、当該土地の登記事項証明書、公図及び見積書

(3) 診療の用に供する建物を新設し、取得し、改修し、又は拡張する場合にあっては、建物平面図（改修にあっては、改修前後の平面図）及び見積書（新築し、改修し、又は拡張する場合にあっては、工種別内訳書及び工種別明細書を含む。）

(4) 診療の用に供する機器を購入する場合にあっては、見積書（カタログを含む。）及び購入理由書

2 前項の規定による交付申請は、同一の申請者につき1回限りとする。

(実績報告の添付書類)

第6条 規則第9条に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 長岡保健所が受領したことがわかる診療所開設届の写し

(2) 診療の用に供する土地及び建物を取得する場合にあっては、契約書の写し及び登記事項証明書

(3) 診療の用に供する建物を新設し、改修し、又は拡張する場合にあっては、工事等請負契約書の写し、工事内訳書並びに工事着手前、工事中及び工事後の写真

(4) 診療の用に供する機器を購入する場合にあっては、契約書の写し、納品書又は請求書の写し、納品等に当たり検収したことを証する書面の写し及び納品完了後の写真

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が、診療所開設から5年以内に当該診療所における診療を取りやめたとき、又は第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、既に交付した補助金全額を一括返還させるものとする。

(財産の処分の制限期間)

第8条 規則第13条の2ただし書の市長が定める期間は、診療所を新規開設した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数又は5年のいずれか短い期間とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第42号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の小千谷市診療所開設支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請されたものについて適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
診療所の新規開設にかかる次の経費	補助対象経費の2分の1	指定診療科2,000万円 指定診療科以外1,000万円

1 診療の用に供する土地の取得
に要する経費

2 診療の用に供する建物の新
設、取得、改修又は拡張に要す
る経費

3 診療の用に供する機器の購入
に要する経費